市民自らの政策を持とう!

第16回個人演説会

期日 2014年6月22日 13:30-17:00

場所 岩国市福祉会館 3階 第一会議室

参加者 10名

稲生 「民主主義について」、井原さんの4回にわたる演説を土台に検討してきましたが、今回「提言」という形で提示していただきました。

この提言案をどう扱うかですが、原 発の提言のように、たくさん印刷して 配布するか、それとも、少数で簡易印 刷をして希望者に配布すると同時に、 ホームページに掲載し、ネットを通じ



(メール) 配信するという手も考えられます。内容の最終点検と合わせてご意見を聞かせてください。

川内原発の適合申請について、当会から公開質問状を送り、その回答がきましたので、 その取扱いについてもご協議いただきたいと思います。

それでは、原案作成者からのご説明をお願いいたします。

民主主義を実現するために 提言

井原勝介 (元岩国市長)

井原 最初に説明させていただいて、意見交換をして、大体をまとめたいと思います。若 干の字句修正が残ると思いますが、それは私にまかせていただいて、メール等でやりとり しながら、かためていくということで、今日まとめることにしたいと思います。

それから稲生さんがおっしゃったように、どういうふうにこれを発表したり配っていくかをきめたいと思います。

資料は二つあります。赤字がはいっているのは、前回から今日までのあいだにメールを通じてご意見、修正をいれこんだもので、河井さんがまとめてこういうふうにいれていったものです。赤や青がありますが、名前は書いてありません。いろんな方が入れてくれたのだろうと思います。それが3ページぐらい。もう一つ、私があらためて修正したものを2枚つけてあります。

沢山いろんなご意見をいただいていますが、エイヤで省略したものもありますし、取り入れたものもありますし、今日すこし議論したほうがいいのじゃないか、というものもありました。私の独断で取捨選択して、一応修正したものを今日配っておりますので、少しその趣旨を説明しますので、私の説明では十分に趣旨が十分つたわらない場合もあると思いますから、もし修正意見を出された方で付け加えたいこと、議論したいという方がいらっしゃいましたら、そのほかの方でもかまいませんので、意見を言っていただきたいと思います。

それでは両方をみて、順番にやっていきます。

まず最初のまえがきのようなところ、ちょっと変えています。丁寧にかいています。「考えてみたい」というのが消してありますが、私は採用しております。

2番目の「民主主義とは何か」というところですが、ご意見で最初に「広辞苑によると」 というふうに書かれてありますが、私はあまり辞書とかそういうものは引きたくないので、 辞書にあるところは当然の前提として、もう少しひらたく私がいわせていただいたら、こ の「市民の意思で」というところではないか、ということで書いてあります。

次のところは重要なご意見。前回もたしか重要なご意見だったと思いますが、下の赤字にもたくさん書いてありますが、要するに、多数決で民主主義が運営される、民意も多数決で選挙とか議会なんかでも決まっていく、というのが大原則ですが、われわれはそれだけではいけない、少数意見でも大切なものは尊重していく、そういうことがあってはじめて民主主義が有効に機能しているといえるのじゃないかということは、多分共通認識だと思うんです。そのことがこの意見では強調されていると思います。前回もたしかそういう意見がたくさんありましたので、これは「民主主義とは何か」というところですから、定義のようなところですから、あまり「問題点」とか「見直しの方向性」というのはのちにゆずるとして、定義のところを議論をいれて書き換えたものがこの私の案です。

終わりの3行で、「また民主主義は、人が人として尊重されることが大前提となり、市民一人ひとりの生命、人格、生活など基本的人権にかかわる市民の意見は、少数といえども尊重される必要がある」、少数意見を、そういう合理的な生存にかんする、尊厳に関するものは少数といえども尊重する必要がある、ということをここに付け加えました。

ざっといきましょうかね。

次に「仕組みづくり」ということで、情報公開が大事だということで、情報公開のことが書いてあります。最初の原則のところに青色のご意見がありましたが、ちょっと表現をかえて、もうすこし丁寧に「そもそも市民のために存在するものであり、その保有する情報は本来すべて市民のものである」というふうに書き換えました。

それから、「問題点」のところは、青字で第三者機関のことがかいてありますが、その通りなんですが、ちょっと表現を一般的にしまして、「情報公開の適正な実施を担保する仕組

みもない」というふうに、ちょっと一般的に書き換えました。

それから「見直しの方向性」のところですが、修正意見なども入れながら、字句整理を しております。そんなに根本的にかえてはいません。

それからちょっと議論のありました「意思形成過程情報」というのは、内部で協議しているその段階、協議中のあいだだけ非公開ということなのか、それともそういう協議の内容は、協議がおわって意思決定が行われたあとあとまで非公開にするということなのか、その時期をどう判断するのかという意見があったと思いますが、確かめてみましたら、意思決定されるまでの協議中の間、期間は非公開にする、というのが考え方です。だから原則として意思決定が終わればその内容は公開されるというのが、ここにいう「非開示」の意味です。内部で検討協議している段階だと、それを公開することによって、ひとつは行政内部の自由な意見交換を妨げるとか、中立性がそこなわれるとか、不確実な段階での情報が出ると、不当に国民を混乱させるおそれがあるとか、そういう3つぐらいの要件で「検討協議段階での情報は非開示とすることができる」という法律とか条令の規定になっているということであります。これが非常にあいまいなので、これは除外したほうがいいんじゃないかということで、これはかなり議論があるだろうと思います。

次に「政治の選択」、「選挙」のことについてですが、ご意見の問題点のところで赤字でたくさんかいてありますが、これも少数意見を尊重しなければならないという、そういう議論だと思いますから、それはさきほどのところでちょっと言っているので、ここではとりいれておりません。

それから「見直しの方向性」については、中身は、赤字の部分の、公費によって行う、 それから候補者が統一的な方法で選挙運動を行うというあたりについて、ご意見をいれて、 文章を整理してあります。

① によって「候補者の理念や政策の周知を図るため、選挙運動のあり方を次のように変える」ということで、1、2というふうにまとめてあります。「選挙期間を長期化するとともに、選挙期間外の事前運動を禁止する」とここにまとめて書きまして、また「候補者個人による選挙運動を制限し、選挙期間中の選挙運動は、文書の配布、演説会・討論会の設定、ポスターの掲示などに統一し、原則として公費によって行う」というご意見をまとめて文章にしてあります。

[次に外部の第三者機関もちょっとまとめて表現を変えてあります。

それからもうひとつの、最後の「企業や団体などへの関与の禁止」というところも、少し表現をかえて「企業や団体などによる投票行動への関与を禁止する」という表現にしてあります。

それから、そのつぎに赤字のご意見で、枝番で2-1として議会制民主主義と直接民主主義という形で、さきほどからの議論を踏まえ、少数者の意見が実現されなければいけないということで、議会制民主主義が原則だけれど、直接民主主義の仕組みを可能なかぎり取りいれていく必要があること、また「見直しの方向性」、かなり具体的な方向性が書かれていますが、考え方はよくわかります。具体的な提言については、大和市の例を参考にしたようですが、具体的なところは取り入れておりません。ここはちょっとあとで議論したほうがいいと思うんですけれども、原則は。十分に議論して自由に発表するという前提の

もとに、あらゆる場面で多数決によって意思決定がされることです。選挙もそのひとつですが、議会の意思決定もそうですが、そういう場合に少数者の意見をいかに尊重することは常に考えておかねばいけないということになりますので、その考えかたは大事ですね。そのときに、政治を実施するにあたって、即ち、政策を執行するにあたって、生存や生活に根差す少数者の意見を、多数の力でおしつぶしてはいけない、ということをあとで書いております。

もうひとつは、少数者の意見を尊重しなければいけないという考え方のなかでは、議会のなかでも、多数派で決めればいいというのではなくて、議会はまさに議論するところですから、少数の意見であっても、説得力のあるものは、議論のなかで、理想的ではありますが、多数にかわっていくとか、多数を説得しうるというか、その合理性によって。そういう議会でなければ本当はいけないのですけれども、議論が形骸化して、ただ議論するだけで、結果は多数決によって決まっていくというのが、いまの議会の大体のありかたですから、理想とは程遠いのですが、そういう議会のあり方においても、少数者の意見をいかに尊重するかを考えていかねばなりませんが、今回はそこまでは取り扱っておりませんので、そこはちょっとおくとして、政治を執行するにあたって、選挙で選ばれたから何をやってもいいというのでなく、ここの政策にかんする民意とか少数者の意見を、とくに生活にかかわる意見については、政治を執行する段階で取り入れていかねばならないというところに重きをおいて書いているつもりです。

それから直接民主主義の国民投票、住民投票の部分は、少数者の意見というよりも、直接民主主義的な、間接民主主義では十分に民意がここの政策について反映されないということが多いわけですから、重要な政策については、間接民主主義では限界があるということです。それはのちほど、執行の段階で出てくるので、赤字のご意見の部分はここでは採用しておりません。

それからその下の住民投票、国民投票の部分も、③の住民投票、国民投票のことを指しているのだと思いますが、「③を強調すると、政治の行動力が阻害されたり、起こっている政治課題に対して、即応性がなくなるとかんがえますが」というご意見、それから「特定の地域にたいする重要な政策、対象の定義がなかなかできないのではないか」というご意見、「選挙で選ばれているのだから次の選挙で不信任とすべきだ」ということで、国民投票、住民投票にたいする疑問点だと思いますが、私はこういう議論があったとしても、民意をきちんと政策に反映させるという意味では、直接民主主義的な住民投票、国民投票は欠かせないと思います。従って、問題点は問題点として、できるだけそれがおこらないようにいろんな制度づくりをしながら、住民投票、国民投票ということをしっかりと組み立てて活用していくという仕組みを作っていかねばいけないということから、大事な制度としていれてあります。

3番目の執行の段階で、少数意見とか民意をいかに反映していくのか、ということが重要な点です。それぞれの段落について、「原則」「問題点」「見直しの方向性」と三段構成にした方がいいというご指摘をいただいたので、そのようにしました。

「原則」のところには、抽象的ですけれど、「政策の決定・実施の段階においても、常に 市民の意思が反映される必要がある」というふうに書いてあります。赤字の意見は「公約 に掲げた政策は、当選後にかならず実現するよう努力しなければならない」、これはそのとおりなんですが、ここで扱う問題ではない、当然の前提として、ここで扱っている問題ではなくて、実行する段階で民意をしっかり反映しなければいけないというところに重きをおいていますので、「公約を実施しなければいけない」ということは書くまでもない当然のことだと思います。

「問題点」のところは赤字と青字でいろいろ書いてありますが、これは不十分かもしれませんが、そのまま私のほうの元の文章を少し修正していますが、そのあたりに反映されているのではないかとおもいますので、私の方の文章はすこし問題点らしく書き換えたりしておりますけれど、修正してありますので、これはご意見として聞いておくことにします。

「問題」点の最後のところに、「選挙は<人>を選ぶものであり、個別の政策に関する民意を図る手段としては不十分であるが、当選によりその後の政治を白紙委任され、何でもできると勘違いする場合が多い」というふうにまとめてみました。 3ページ目です。わかりますか。

次の「見直しの方向性」についてはあまり変えていません。最後の赤字の②は少しわかりにくいところがあります。「多数の国民・市民が支持・要求する特定政策を十分に尊重しなければならない」というのは、あとできかせていただけるといいかもしれません。③の「公約を果たさない議員があれば、窓口を作って訴えなければいけない」これはそういうこともあるかもしれないが、公約を守らせるということに今回は主眼を置いていませんので、採用していません。

議論があるのは、上の青字だとおもいます。純粋に政策に関する判断をし、純粋に政策 にかんする議論を市民としっかりとすべきだと考えますので、それをくもらせるような、 お金の議論にしてしまうような、今回の石原環境大臣みたいに、本質的な議論はほっとい て、「最後は金目の話です」というみたいに彼らは思っていますから、彼らは、そのために 交付金とか、米軍再編交付金とか電源開発交付金なんかが使われてしまって、これに目が くらんでしまうと、ほんとうにその政策が必要なのか、その被害がどの程度に及ぶのか、 まさに住民の生存にどの程度かかわっていくのか、という一番大切な議論がおざなりにな ってしまうことがありますので、こういう住民を分断するために、そういう趣旨目的をも った金をつかうべきではない、税金の使いかたとしては間違っている。ただ、一切金をつ かってはならないというのではない。本来のたとえば原発にしても基地にしても、できる ということはいろんな影響が地域に生ずるわけですから、本質的には、マイナスな悪影響 が生ずる、住民生活に悪影響が生ずるとすれば、それを防止するためのいろんな対策を講 じなければいけないし、被害が生じたときは、ちゃんと補償しなければいけない。その政 策から生ずる住民にたいする被害を防止し、補償するための補助金とか政策はきちっとや るべきで、補助金とかお金は使うべきだとかんがえていますが、そうじゃなくて、ただ道 路をつくってやりますよ、橋をつくってやりますよ、遊興施設をつくってやりますよとい って、そんなものなしに、お金いっぱいありますから賛成してください、というやりかた は、本来間違っているのじゃないかなという意味ですので、ご議論させていただければと 思います。

最後に住民投票、国民投票のことが書いてあります。これはあまり変わっていません。



以上がご意見などをうかがいながら、整理し直したものです。ご意見の趣旨を十分に踏まえていないかもしれないし、誤解があるかもしれませんので、順番にご意見をいただきながら、まとめていけたらと思います。

た。

自由討論

はじめに 「政治」と「政策」

井原 「まえがき」の5行あたりから。

平岡 後ろの方に政策の「決定・実施」という言葉がかいてあるので気になった。最初に 「日本の政治は、民意を離れて暴走している」という。「政治」と「政策」は何がちがって いるのか。

河井 英語は同じ policy か。

井原 いや policy(政策) と politics (政治) で違う。

平岡 「すべての政治がきまってしまう」というところがあったが、これは「すべての政策」といってもいいのではないか。ここで「政治」というのは、広い意味のものなのか。

井原 政治とは、政治家が選ばれることから、政治を執行することまですべてをふくんでいる概念。政策だけでなく、政治すべてをいう。すべてがからんで「政治が暴走している」といった。市民の意思ですべての政治が決まるといった。政策も執行の段階もすべてをふくめて、ここはあえて「政治」といった。

平岡 <民主主義の仕組みづくり>のところの「原則」では「政治・行政」といっている。 ここでは「行政」をふくまない「政治」を言っているのか。

井原 「行政」といれたのは、行政機関がもっている情報を考えて、ここでは区別して考えている。「行政」を「政治」の下部機関とみれば、いれなくてもいい。

河井 最初の5行でいう「政治」とはなにか、と限定して考えた方がいいのではないか。

井原 政治家が政策を実行するわけだから、政策やその実行のしかた、それらをまとめて「政治」といっている。

稲生 全くの素人が「政治」とは現実におこなわれていることを政治といっていると考えるから、ここの言葉は総括的に考えても無理はないと思う。

平岡 最初の「政治」には違和感はないのだが、あとのほうの「政治」というのは「政策」とおきかえてもいいところもありそうだ。(Wikipedia の定義を紹介)裁判所が判決を下すことなどは政治とはいわない。

河井 反権力運動団体の政治的な活動も政治に含まれるのか。

井原 政治家が選ばれ、権力をもって行うものを政治とみなす。民衆運動までは含まれない。

平岡 選挙で選ばれた政治家が行う活動。そういう人たちがつくる権力構造のなかでおこなわれる活動。彼らのやっていることが、民意と離れているのじゃないか、ということについて話をすすめればいいかと思う。

津田 「選ばれた政治家がやるのが政治」というふうに聞こえる。それでいいのか。行政 機関も含まれるのじゃないか。行政が政権の言うとおりに動いているのではないこともあ る。沖合移設の環境アセスなどもしかり。行政のなかで政治が進行している。

河井 政治は政策決定、行政は政策の執行というふうに役割が区分されるのだろうか。

平岡 その場合、行政の長、特に内閣総理大臣は政治家である。行政機関がやっている活

動で問題のあることがあるが、それを誰が変えることができるのかと考えれば、行政府の 長が責任を負う仕組みになっている。行政に問題がある場合も、その最終判断は行政の長 である政治家にあるのではないか。

稲生 そういう議論は一般市民の意識からはずいぶん乖離している。一括して国がやっていると認識できれば、それでいいのではないか。

平岡 概念についての共通認識がないままに議論しても、話は進まない、まとまらないだろう。

河井 津田さんのいうのは、政治をするのは政治家だけでなく、行政もかなりやっているのではないかということだ。

井原 津田さんがいうことも事実。平岡さんのいう、仕組みとしては、政治家がコントロールし、行政がそれに従うということになっている。それらすべてを政治といえばいい。 政治家と行政職員の力関係までここで議論する必要はない。

民主主義とは何か

南部 「政治が選択され、執行される」というのは何か。「政策が選択される」のほうがわかりやすい。

井原 「政治が選択される」とは「選挙」のことを言っている。すべての政治がきまるというのは、選ぶ段階もふくめ、政策だけではない。

平岡 「政治が選択され、執行される」とくるから、誤解される。政策が執行されるというほうがわかりやすい。

井原 執行されるのは政策だけではない。政治家の活動全体だ。「選択され」が「2 政治の選択―選挙」に、「執行され」は「3 政治の執行―政策の実施」につながると考えている。「言い換えれば」をなくせばいいのだろうか。

少数意見を尊重しなければいけない、といわれるが、すべての少数意見を尊重しなければいけないわけではない。少数意見のなかでも合理的な少数意見は多数の力でおさえてはいけない。その最たるものとして、「人間の尊厳」にかかわる意見は抹殺してはいけない。多数がまちがって、少数が正しい場合もあると思う。

平岡 「基本的人権」は、少数者というより一人ひとりの持つべきもの、ひとりでもおかすことができないものだ。もうひとつは民主主義の手続きとして「少数者の意見を尊重」する手続きをとろうという意味。この一文はこのふたつをひとつにまとめて書いている。

井原 人格、人の尊厳にかかわる人権は大事だが、手続きのなかでということは、今回は あまり扱っていない。議会のなかで尊重するべきだが、それは扱っていない。

河井 この前の議論は「少数者の意見を尊重する」ということだった。

井原 多数でなくても、それが民意であるという。

平岡 「議論がつくされ」とは具体的にはどういうことか。

井原 この2行には理想形がかいてある。すべて作ることは不可能である。政治ができるだけそれに近づかなければいけない指針だ。「議論がつくされ」ということは難しいことで、なかなか明確な制度につながることにはならない。これは「目標」である。

河井 「発現」とはどういうことか。「発言」と同じか。

井原 言葉以外のものであらわれるものもふくめていう言葉である。

白木 現実論とは別に、理想形が書いてあってもいいのではないか。

井原 あまり現実の議論をしなくてもいいと思う。平岡さんは法制局の出身だから言葉に厳しい。

津田 みんなに読んでもらう文書にすることが必要だ。

河井 この部分はこの文書の精神を述べたものと考えればいいかと思う。

民主主義の仕組みづくり 情報公開

稲生 「情報が存在しない」という意味で「不存在」という言葉があるのか。

井原 外務省からもらった公式文書に「不存在」とあった。「あらゆる部局をさがしたけれ どみつかりませんでした」と書いて、「不存在」と書いてあった。

平岡 存在するかしないかは客観的な事実だから、そういうときは「不見当」(みあたらない)という言葉を使う。検察文書で「不見当」という文字を見たことがある。

南部 「見直しの方向性」というのは気にくわない。もっと積極的に「こうすべきだ」と 言いたい。

井原たとえば「提言」とすれば、そのほうがすっきりするか。

河井 「見直しの方向性」をやめて「提言」とする。

津田 行政が故意に情報を破棄することがあるのではないかと思う。それに歯止めをかける文言がほしい。法規類にはおそらく「情報書類は保管する」という条文があると思うが、情報書類を廃棄する場合は、「開示した情報以外は廃棄できない」という歯止めがほしい。 **井原** 文書の種類によって3年、5年、10年とか、永久とかの基準があり、規定を過ぎたものは廃棄処分にすることになっている。それをどうするかということだろう。すべて

保存するということになるのか。 **津田** 廃棄する前に公開することにすべきだ、という意味だ。

河井 「これとこれを廃棄してよいか」と公表するということか。それは重要だ。時がきたら自動的に行政が処分するのでなく、廃棄するときは一応公開する必要がある。

津田 アメリカではよく資料が移管される。

南部 私はある年限たったら全面公開すべきだと考える。それによって、何年たったら自動的に公開されるということになれば、施政者に自制心が働く。

河井 図書館には廃棄基準がある。行政にもあるのか。基準は年次だけか。

井原 あります。何年たったら廃棄するという。

平岡 アメリカのように公的文書保存機関に引き継いでいく仕組みにはなっている。それが客観的に正当におこなわれているかどうか、という問題はある。

井原 地方には「別の機関に移して保存する」という規定はない。本当はほとんどの資料はとっておくべきだということはある。行政が勝手に判断していいものではない。都合わるければ廃棄されてしまう。

稲生 私は市役所在職中に「行政資料室」をつくった。そして誰でも見ることができるよ

うに、という規定をつくった。3年して、それはやめろといわれた。行政としては見せた くないものがたくさんでてくる。情報公開の基準を示さねばならない。

河井 ふつうは不要資料をどうするかという観点から廃棄基準を考えるのだが、ここでは情報公開という前提から、情報資料の廃棄や保存を考える必要がある。そのことを書いておく必要があるだろう。

南部 紙資料でなく、電子化して保存することもできる。何か規定がほしい。

小原 私どもも、県にたいして何十回も情報公開を請求した。非公開になると、不服を申し立てることもできる。それを審査する機関もある。 5 人ぐらいいる。そこで意見陳述もできる。この第三者機関が行政べったりで、本当に中立の第三機関を設けないと意味がない。「外部の第三者機関」を「本当に中立の第三者機関」にしなければいけない。機関は県から手当をもらうから、中立ではない。あってないようなものだ。

井原 「客観的」でなく「中立的」という言葉にかえる。これはこの前も大いに議論した ことだ。委員を誰が任命するのか、などと議論した。重要な問題だ。

井原すがこ 南部さんが言った、アメリカでは「何十年かすれば、必ず公開する」という 規定が歯止めになる。そういう規定がどこかに必要だ。

井原 「なんでも」ではなく、秘密にかかる部分であっても、20-30年したら公開するということだ。例外をもうけないということだ。

白木 公開されたら、5年後には廃棄する。どこかで廃棄しないと保存は大変になる。公開して10年たったら廃棄することにする。まず公開しなければいけない。

井原 行政の情報はわれわれの財産かもしれない。今いるかいらないかは、誰も判断できない。県政、市政が推移する中で、記録が残っていたら、歴史になる。保存はたいへんだが、すべてでなくても、原則として重要な情報は保存されることが本当はいい。貴重な財産だという考え方が必要だ。

白木 特許はそうだ。期限がすぎたら誰がつかってもいい。

南部 アメリカでは、「実験ノート」は学校に納めるよう義務づけられている。行政資料も同じで、きちんと保存すべきではないか。

小原 永久保存、5年保存、10年保存、と基準がある。これは永久保存ではないかと思われるものも10年保存となっていることがある。保存機関の決定は専門家にまかせるべきだ。

河井 「情報公開」という観点から、情報資料の廃棄の基準を考え直す必要があるということを、1項加える必要があるのではないか。

井原 記録作成を義務づけるということと、記録資料を行政の財産として保存するというような基本的なことを、書いてもいいかもしれない。記録の保存を義務付けるなど。さらに「秘密」とされる場合も、一定期間経過したら必ず公開するということもいれたほうがいいか。保存、秘密文書も一定期間経過したら開示、ということをここに書くべきだろう。

河井 白木さんがいうように、廃棄するものは必ずその前に公開する、公開しないで廃棄 してはいけない、ということが必要だ。情報の保存と廃棄、および公開について、何か書 いておくことにする。

平岡 「行政文書管理法」というのがある。本来作るべき文書が作られていないというが、

この法には作成すべき文書の事例があげられている。この規定がありながら、文書がつくられていないというのが問題、という指摘も必要だろう。また、ここには「保存期間満了後に国立公文書館に移管、または廃棄」と規定されている。

河井 満期になったら廃棄することがある、となると、公開されないまま廃棄されること もあるだろう。

白木 公開というのがなかった。公文書館に移管するというのはあったが、公開というのはなかった。公文書館にいけば公開されるのか。

平岡 みられるかどうかは別の問題だ。

井原 白木さんがいうのは積極的公開ということか、行けばみられるということか。今でも情報公開請求すればみられる。

白木 行けばみられるということだ。

小原勇 「情報公開法を抜本的に改正する」だけでいい。

井原 学術文書をつくるのではないから、市民レベルで書くのでよい。

井原すがこ 「情報公開法」というのがあって、国や行政のもっている情報の所有者は公開であるということになっているが、それに問題があるから、その問題点に対する提言をする必要がある。

河井 知らん間に資料が廃棄されてなくなるのは困る、ということだろう。

白木 公開し、廃棄されれば、捨ててしまわないで、ほしい人が持って帰ることもできる。

河井 意図的に公表しないで、廃棄することもありそうだ。

白木 原発事故のあとのやりとりの記録など、ありませんといった。

津田 閣議の記録がないというのも問題だ。

平岡 閣議の議事録をとってもしようがない。むしろ閣議の前に行われたことのほうが本 当は大事なものだ。事前に各省庁で調整したものが閣議にあげられる。閣議ではほとんど 会議はない。サイン会だ。

井原 ここは「情報公開法・条例」のことだけかいているのだが、「情報の保存」について も広範囲に規定したほうがいいのではないかと思う。一定期間経過したら秘密を解除する ということも含めて。

平岡 情報公開の是非の一時的判断を第三者機関にゆだねるというのは問題。一時的判断 は文書をもっている行政当事者にやらせるのでいい。公開できないとされたものだけ、第 三者機関にゆだねるというほうがいいのではないか。

井原 第三者機関にやらせたら、早くて適正にいくだろうということで劇的に書いた。

平岡 すべての情報公開が第三者機関にどんどん入って処理できなくなり、遅れることになるう。

津田 情報公開の部署で受け付けながら、公開の可否の判断は担当部局が下す。それはおかしい、受付係が責任もって判断し、出すべきではないか。今はその責任がみとめられていない。

平岡 窓口が受け付けて、担当部局へ回すようにするが、担当部局が開示しないと言ったときは、第三者機関に判断を委ねるということで良いと思う。

小原勇 受付の窓口はある。

南部 情報は全面公開が原則だと思う。出せないものについてのみ第三者機関が、公開の 是非を判断する。

井原 多くの行政機関では都合の悪いものは隠してしまう。

平岡 第三者機関によって第一次的判断をおこなうことで、問題が解消するのか。

井原 大いに改善されると思う。上関についても、客観的な委員会がやったら開示になる。 少なくとも真っ黒で出てくることはありえない。

平岡 情報公開の請求は大変な数だ。それを第三者機関が処理するようにするというのか。

南部 全面公開が前提だから、それに合わないものについてだけ第三者機関がチェックすればいい。公開の可否の判断を担当部署にやらせると、黒塗りになる。

井原 行政が非公開としたものを第三者機関にもっていっても、行政の判断が間違っているといって、公開させるという答えをだすのは難しいだろう。

井原すがこ 南部さんのいうように、情報公開を原則とし、それができないもののみについて第三者機関にもっていくというのでいい。

井原 情報公開法もそうだ。原則すべて公開となっている。例外の非開示情報がかいてある。それに該当するから非開示だといって、黒塗りで出す。岩国でもあった。担当部署では黒塗りだったが、第三者機関にもっていって少し改善されたことがある。しかし担当部局で一次的判断をくだし、それから第三者機関に判断を求めると、大変な時間がかかる。

小原勇 黒塗りがある。不服申し立てを審査会のところでやる。第三者機関は行政を守るだけだ。10回やって10回だめだった。それさえ改善されたら、そんなに不足はない。

井原すがこ 全面公開の原則にしておいて、担当部署が非開示と考えるものについて、第 三者機関でやればいい。

河井 「原則」のところに、「原則としてすべての情報は公開である」と明記し、担当部署が非開示にしたいと言ったら、第三者機関に諮ることにすればいい。問題は第三者機関をどう作るか、という問題になるのだろう。

井原 ちょっとかえて、判断は行政がするが、非公開とする場合は、第三者機関の意見を きかなければいけない、としようか。

津田 行政が非開示と判断したら、開示させるために市民が文書をつくらねばならない。 異議申し立てする場合、情報開示したい法的根拠を書きつらねて申請しなければいけない。 過去の判例とかを調べて申請するのは、一市民ではとてもやれない。非開示とされたらと ても市民がそれを覆すことはできない。

河井 いちど非開示という決定がでたものをくつがえすことはできないということか。

井原 できないわけではないが、時間がかかり、大変だ。原則公開であるが、非開示となりそうなときは第三者機関に判断を求める、としよう。

平岡 そのような手続きにする場合は、開示・非開示の判断をするのに大変時間がかかる ことになる、ということは覚悟しておかねばならない。

井原すがこ それは第三者機関のありかたによるのではないか。

小原勇 全面公開を基本としながら、市民だれでも異議申し立てができるようにして、第 三者機関が情報公開をバックアップするということは必要だ。なんでこんな常識的なもの を公開しないのか、ということばかりだ。 **河井** これらの意見を整理して、井原さんの方でまとめてほしい。

(5分間休憩)

政治の選択—選挙

平岡 「①選挙期間外の事前運動を禁止する」というのは、現在でも同じ扱いになっているが、特に意味があるのか。

井原 後援会活動みたいにやっている実質的な「選挙運動」をやめよう、ということだ。 選挙期間を長期化して、そこだけで選挙運動をやろうという意味。

平岡 いわゆる「政治活動」といわれるものも禁止するということか。

井原 政治活動を禁止することはできない。

平岡 後援会活動を禁止することであると、それは、現職有利の制度になる。現職はすでに後援会があるから、選挙期間以外も後援会活動ができるが、新人は、新しく後援会をつくって活動することができなくなってしまう。「事前に選挙活動をしてはいけない」として後援会活動を禁止するとなると、新人は、選挙活動期間以前は「後援会活動」という名目の運動ができない。「選挙期間以外の後援会活動を禁止する」というのでは、現職有利になる。

井原 事前に「政治活動」をやっているが、それをやらないということだ。リーフレットを配ったり、名前を出して街頭演説をすることはしないという意味だ。今は事前の後援会活動はできるので、その名目で選挙運動をやっている。いまでも選挙期間外の選挙活動は禁止されている。リーフレットを配るとか個別訪問をしないということだ。

平岡 選挙活動の期間を延長するとだけ書けばいい。その期間以外の選挙活動を禁止するということは書かなくてもいい。選挙期間中に討論会、文書配布など、規定の選挙運動をおこなうということだけでいい。事前の選挙活動をすることは禁止しようと書くと、みんなのための政治という視点から離れていくような気がする。

井原 法律上は事前運動をしてはいけないとなっているので、実質的には事前運動をやっている。後援会活動という名目で、「今度○○に立候補します」など言って歩いている。それは違反行為だ。法制度とやっていることが違う。慣れている人はどんどんやるが、初めての人は自粛する。すっきりしない。かといってそういう活動を禁止すると、事実上はやっていることだから、難しくなる。

井原すがこ アメリカでは「ドアベル・キャンペーン」といって、どんどんやっている。 **平岡** 「長期間の選挙活動は政策中心の活動になる」という説明があるといい。「文書も5回ぐらい配布する」などとしたら良い。

河井 今日答をださなければいけない。井原さんの提言は「選挙期間を延長して、そこで 勝負する」ということにあった。それを中心にして、整理していただきたい。

南部 公職選挙法は「べからず法」だ。「こうしなさい」ということがあってもいい。

河井 討論会には必ず出なければいけない、ということも必要。拒否する人がある。

井原 公費でやるというのはそういうことで、出席が義務づけられる。

平岡 「利益誘導型」というのは、どこにつながるのか。

井原 それは①、②、③全部につながる。

平岡 普段の政治献金とか団体の支援などのほうが「利益誘導」という面では大きいのではないか。

井原 ここでは「選挙」のときに限って考えている。

平岡 選挙についてはこうだ、という文章のほうがわかりやすいのではないか。

南部 選挙制度の改革はとりあげてない。抜本的に変えないとだめだ。「小選挙区」「区割り」など。

井原 そこまで取り扱ってない。別の項目をたててやることになる。

平岡 「原則」にかいてあることの範疇に入ることについて、1票の格差で、一人の投票が半分の評価しかないということなども問題。大島の一票の価値は長門市とくらべると2倍あり、2対1になる。

井原 選挙制度についてひとこと書くことはできる。

南部 国会議員にまかせていたら、選挙制度はよくならない。1票の格差も改善されない。

井原 これは大きな問題だから、別のテーマとしてやることにしよう。

河井 ④として、「政治家の立場からでなく、市民の立場から選挙制度の改革を考える」というのをあげるのもいいかもしれない。

政治の執行 — 政策の実施

平岡 公聴会やパブリックコメントが機能していないといわれるが、民主党政権下では原発について、討論型世論調査とかパブリックコメントなどをやって、多少とも市民の意見が反映されたのではないかと思う。やり方いかんによってある程度機能することはあるのじゃないか。

井原 それは一過性のもので、今はまったく機能していないと思う。あまり注釈はいらない。もう終わってしまった。

南部 選挙中に公表した政策のみをやるべきだ。選挙のときには政策に掲げていないものを、お抱えの「有識者懇談会」で検討させ、これで民意を反映しているという。安倍政権の常套手段だ。公約にかいてないことを実施するのはおかしい。政策決定でアミがかけられないものか。

井原 自民党の政策集をみればどこかに書いてあるのではないか。

井原すがこ 公約とは全くちがうことをやりはじめると、白紙委任したことになる。公約をひるがえすことになる。

平岡 制度的にしばるというのは難しい。「なぜ約束と違ったことをやっているのか」に対する説明責任を果さなければいけない。結果については次の選挙で責任が問われる。

井原すがこ 説明責任もあるが、やっぱり情報公開の問題だ。

井原 説明責任や情報公開は必要だが、それも民意を踏まえなければいけない。住民の理解を得ることを義務づけると書いた。しかしそのシステムがないからなかなか難しい。何もかも住民投票や国民投票に訴えるわけにはいかない。

平岡 地域的な政策によって影響をうける住民が一部にいて、その了解を得なさいというのはわかるけれど、国政で国民全体の理解を求めるというのは難しい。自治会を通じてなどともつながらない。

河井 自治体レベルと全国レベルとの違いがある。

井原 国政にかんすることで民意を得るということは、たしかに書いてない。難しい問題だ。いい方法があるかというと、国民全体が相手だから、なかなかむずかしい。どうしたらいいだろうか。選挙で審判をうけるというのは最低限やらねばならないが、実施前に民意を反映してやらねばならない。消費税もそうだし、集団的自衛権もそれだ。民意はそこにはないのじゃないか。それを勝手にやっていいのか。これはあまりにも勝手なことである。権限外のことをやっちゃいけない。集団的自衛権みたいなことをやるのなら、やはり民意をえる必要がある。世論調査するというしかないか。国政レベルのことについては、方法が思い浮かばない。

南部 地方では「住民投票条例」があり、それぞれやっている。

井原 ないところのほうが多い。いまでもない自治体の方が多い。合併後の岩国もない。 署名をあつめて条例制定の直接請求をする。でも議会で否決される。「住民投票法」という 法律もない。法律制度をつくってやればいいかもしれない。

河井 ここには「法制化する必要がある」と明記してある。

井原 国政レベルの民意を把握する手段はなかなかない。情報公開で説明責任をはたすということぐらいしかない。

平岡 ここは地域的な政策という枠をはめて文章化しておけばいいのではないか。

河井 それを考慮にいれながら、整理してほしい。

稲生 ①で「自治会など」で民意を把握するとあるが、「自治会」は既存の自治会か。

井原 自治会以外には民意把握のための制度がない。それがきちんと機能するかどうか。 書くべきものが他にないからこう書いた。

稲生 「自治会」自身はずいぶん崩壊した。

平岡 ちゃんとやっている自治会もある。いい加減な自治会もある。

津田 自治会長が自分の意見で進めているところが多いようだ。

稲生 民意を吸い上げるルートとしては、一部の権力者の意思しか吸い上げられない。

井原 今の段階で、説明会をするとすれば、自治会を開いて意見を聞くというのが普通。 現実には自治会にもいろいろ問題がある。

平岡 住民説明会というと市役所が一方的にやることになってしまう。

井原 こちらから説明する会であって、住民側から全体の意思を出すのではない。

河井 「民主的に運営される自治組織」といえば、理念的なもので考えられる。

津田 「住民自治」の問題は別に考えていかねばならないことになろう。

河井 「自治会」という言葉はつかわないことにしよう。これでまがりなりに討論ができたと思う。井原さんや私に意見をのべていただきたい。

井原 私が皆さんの意見をとりこんで原稿を書いて、意見を求めることにしよう。

河井 井原さんに修正原稿を書いていただいて、それを私が皆さんにメールで送り、それ について意見をメールでだしていただいて、仕上げることにしたい。 **稲生** これをパンフレットにしてホームページに出すというのでいいのか。

井原 ホームページに出し、ある程度印刷して、皆さん適宜使ってもらうというのでいいのではないか。

河井 とくに送りたいところがあれば、あげてほしい。

小原勇 今日も民主主義について、政治学の大学院のゼミに出席したようで、いい勉強できてよかったと思う。レベルの高い人にはこれでいいだろうが、この提言を一般の人にわかりやすくして普及するにはどうするか、これから考えていただきたい。たとえばマンガで原子炉の問題などをわかりやすく説明しながら提示する方法がないか、なども考えている。

自由討論参加者(50音順)

稲生 慧	岩国市岩国	小原津智江	周防大島町久賀
井原勝介	岩国市今津町	白木茂美	岩国市平田
井原すがこ	岩国市今津町	津田利明	岩国市桂町
河井弘志	周防大島町日前	南部博彦	岩国市平田
小原 勇	周防大島町久賀	平岡秀夫	岩国市楠町

